
プロジェクト 税効果会計

項目 開示の検討－税法の改正

本資料の目的

1. 本資料は、第 356 回企業会計基準委員会及び第 48 回専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、追加すべき開示項目の候補のうち、税法の改正の影響について検討するものである。

税法の改正の影響を開示する場合の懸念

2. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、以下のように定めることを提案した。
 - 当連結会計年度において繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える税法の改正が行われた場合、当該税法の改正の内容並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額
 - 決算日後に繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える税法の改正が行われた場合、当該税法の改正の内容及び影響額

なお、「繰延税金資産及び繰延税金負債に重要な影響を与える税法の改正」とは、例えば、税率や税務上の繰越欠損金の繰越年度や控除見込額の使用に関する事項等であることを、結論の背景に示すことが考えられる。

3. 前項の提案に関し、同委員会及び専門委員会において、以下の懸念が聞かれた。
 - 当期に税法の改正が行われた場合の影響額を算出することは実務的に可能かもしれないが、決算日後に税法の改正が行われた場合に影響額を算出し開示することは、税法の複雑さを考慮すると、通常の後発事象と異なり相当のコストを要するのではないか。(第 356 回企業会計基準委員会)
 - 在外子会社の所在地国において税法の改正が生じた場合も、修正額を算定し開示することとなるのか。(第 48 回専門委員会)

分 析

4. これまで、利用者が、当年度の税負担率から一過性の原因により生じたものを除いて将来の税負担率を予測する場合、税率の変更による影響だけではなく、当該影響を含む税法の改正による影響を考慮する必要があると考えられることから、税率の変更による影響を含む税法の改正による影響を開示することがより有用な開示情報となると分析をしてきた。

5. しかしながら、これまでの審議で聞かれた以下の点を踏まえると、税率の変更以外の税法の改正の影響額を注記することの一定の便益は認められるものの、追加的な作成コストが相当程度かかることが見込まれるため、コストと便益の比較の観点から、追加的な開示を要求することは難しいものと判断した。
- 在外子会社の税制について、改正された税法の施行日が改正年度となる可能性があり得るため、改正年度の期末における一時差異等の金額に修正が生じ、影響額の算出が煩雑になる可能性がある。
 - 税法改正の内容を開示する場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要な影響を与えるものを特定した上で、税法の改正を考慮していないことを前提にした繰延税金資産を算定する必要があり、特に在外子会社の税制は多様であるため、当該算定が難しい。
 - 後発事象の検討において、在外子会社において重要な影響額があるかどうかにかかわらず、それを確認するためにすべての在外子会社から決算日後の税法の改正に関する情報を、有価証券報告書を提出するまで網羅的に入手し対応することは煩雑である。

事務局の提案

6. 前項までの検討を踏まえ、税法の改正による影響を追加すべき開示項目の候補から除外することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

税法の改正による影響を追加すべき開示項目の候補から除外することについてご意見を伺いたい。

以 上